食品廃棄物等の性状、形態又は発生の状況等に鑑み、食用に供されるものと誤認されるおそれがあると認められる場合に、食品廃棄物等の不適切な処理を防止するための適切な措置を講ずること	
肥料の製造を行うときは、その製造する肥料について、肥料取締法及びこれに基づく命令により定められた規格に適合させること	
（略）	（略）
再生利用に係る特定肥飼料等の製造の委託及び食品循環資源の譲渡の基準	
上記の基準に従って特定肥飼料等の製造を行い、かつ、当該製造を行う者の再生利用事業の内容及び周辺地域における再生利用事業に係る公示された料金等を踏まえ、適正な料金で再生利用事業を実施している者を選定すること	
委託先又は譲渡先における特定肥飼料等の製造及び譲渡の実施状況を定期的に把握すること	
委託先又は譲渡先における特定肥飼料等の製造が上記の基準に従って行われていない、又は委託の内容に即して行われていないと認められるときは、委託先又は譲渡先の変更その他必要な措置を講ずること	
（略）	（略）

表15・16　（略）

（新設）

肥料の製造を行うときは、その製造する肥料について、肥料取締法及びこれに基づく命令により定められた規格に適合させること	
（略）	（略）
再生利用に係る特定肥飼料等の製造の委託及び食品循環資源の譲渡の基準	
上記の基準に従って特定肥飼料等の製造を行う者を選定すること	
委託先又は譲渡先における特定肥飼料等の製造の実施状況を定期的に把握すること	
委託先又は譲渡先における特定肥飼料等の製造が上記の基準に従って行われていないと認められるときは、委託先又は譲渡先の変更その他必要な措置を講ずること	
（略）	（略）

表15・16　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○文部科学省告示第三号

教科書の定価認可基準（昭和五十五年文部省告示第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年一月二十六日

文部科学大臣　松野　博一

別表に次のように加える。

高　等　学　校

現行学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）に基づく教科書

○各学科に共通する各教科

教科	種目	定価の最高額（単位　円）
国語	国語　総合	九一〇
	国語　表現	四〇〇
	現代　文　A	七五〇
	現代　文　B	八六五
	古　典　A	六四五
	古　典　B	九〇五

地理歴史	世界史　A	六八〇
	世界史　B	八四五
	日本史　A	六六〇
	日本史　B	八三〇
	地理　A	六四〇
	地理　B	七八五
	地図	一、三五〇
公民	現代社会	六三〇
	倫理	四六五
	政治・経済	四六五
数学	数学　I	七二〇
	数学　II	七七五
	数学　III	七九五
	数学　A	五八五